

豊田工業高等専門学校学寮入寮選考内規

制 定 昭和52年 2月 1日

全部改正 昭和60年 2月21日

最終改正 平成25年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この内規は、豊田工業高等専門学校学寮管理運営規則第8条第3項の規定に基づき、学生の入寮選考について定める。

(入寮資格)

第2条 学生で学寮に入寮することのできる者は、入寮誓約書記載の諸事項を確実に履行し、健全な寮風の確立に貢献しうる学生とする。

(収容人員)

第3条 寮生の収容人員は、約600名とする。

(入寮出願手続)

第4条 学生で入寮を希望する者は、別に定める入寮願に必要事項を記入の上、所定の期日までに寮務主事を経由して、校長に提出しなければならない。

(入寮選考)

第5条 寮務主事は、前条により願出のあった者の次の各号に掲げる事項について審査し、入寮候補者を決定するものとする。

- 一 通学の困難度
- 二 共同生活における指導力及び協調性
- 三 クラブ活動参加による生活の充実度
- 四 学業成績の優秀性

2 前項の規定によるもののほか、願出のあった者で、身体的事情、家庭的特殊事情等やむを得ない事情があると認めるときは、特別に配慮することがある。

(入寮許可)

第6条 校長は、前条の入寮選考の結果に基づき、入寮を許可する。

(補充入寮)

第7条 収容人員に欠員が生じたときは、必要に応じて、補充入寮の選考を行うことがある。

(編入学生の入寮)

第8条 第4学年に編入学を許可された者は、当該年度の間、入寮することができる。この場合における第4条の入寮出願手続は、必要としない。

(外国人留学生の入寮)

第9条 外国人留学生として入学を許可された者は、当該在学期間中、入寮することができる。この場合における第4条の入寮出願手続は、必要としない。

(特別入寮)

第10条 通学学生のうち、身体の故障又は家庭的特殊事情等特にやむを得ない事情が生じ、著しく通学が困難であると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、特別に入寮させることができる。

附 則

この内規は、昭和60年2月21日から施行し、昭和60年度の入寮選考から適用する。

附 則

この内規は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年12月19日から施行し、平成17年度の入寮選考から適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

豊田工業高等専門学校学寮入寮選考に関する申合せ

制定 令和5年10月2日

- 1 豊田工業高等専門学校学寮入寮選考内規第5条の審査については、次の配点（満点）のとおりとする。

- 一 通学困難度（交通点）40点

通学に要する所要時間に対して点数を配分する。

通学所要時間は公共交通機関によるものとし、運賃、時間、距離及び運行状況等の事情に照らし最も合理的と認められる経路で算出する。

通学所要時間には自宅から最寄り駅又はバス停留所までの徒歩時間及び学校最寄り駅から学校までの徒歩時間を含む。

- 二 共同生活における指導力と協調性（役職点）20点

入寮願提出時点での役職に応じて評価する。

役職を兼ねている者は評点の高い方のみを評価する。

- 三 クラブ活動等参加による生活の充実度（クラブ点）20点

学生会会則に基づく部及び同好会に在籍している者等に対し、年間を通し平均して週に何日以上クラブ活動をしているか、本人の申し出に基づき部長教員が評価する。

複数のクラブに加入している者はそれぞれの活動で評価するが、上限は20点とする。

- 四 学業成績の優秀性（成績点）20点

クラス内成績順位（前学期に評定された成績順位）のクラス内における上位からの割合に応じて評価する。

- 五 特殊事情（特殊点）20点

本人の申し出並びに証明書等の提出に基づき評価する。評定は指導教員等の意見に基づき、寮務運営委員会の意見を徴して寮務主事が行う。

特殊事情が複数ある場合は、それぞれの特殊事情に対して加点する。

- 六 寮運営に必要な人材、学寮担当教員又は指導教員が特殊な事情があると認める場合
±40点

次年度の役職予定者（寮生会役員、指導寮生、班長、フロアリーダー、委員会委員長（寮生会会則に明記された委員会委員長に限る。））並びに学寮担当教員又は指導教員が特殊

な事情があると認める場合、寮務主事は寮務運営委員会の意見を徴して40点の範囲内で加点もしくは減点することができる。

なお、各項の評価点の算定方法については入寮選考の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

- 2 低学年生の入寮選考は、原則として上記の交通点、役職点、クラブ点の合計の高い順とする。
- 3 高学年生の入寮選考は、原則として上記すべての項目の合計（総合評点）の高い順とする。ただし、役職点、クラブ点、成績点の項目は3つの内、点数の高い2項目について加点する。
- 4 総合評点が同点の場合は、特殊点、交通点、成績点、クラブ点、役職点の順に比較し、それぞれの順で高点の者を優位とする。すべてが同点の場合は、寮務運営委員会の審議を経て寮務主事が決定する。
- 5 学力不振による原級留置（留年）、退寮指導（自主退寮を含む）を受けた者は、当該事由が発生した時から半年間（休学期間並びに停学を除く。）は入寮選考から除外する。また、入寮候補者として内定していた者は、その内定を取り消す。
- 6 自己都合により退寮した者及び入寮辞退をした者は、当該事由が発生した時から半年間は入寮選考から除外する。
- 7 この基準に記載のない事項、自然災害や感染症の流行等により入寮定員を著しく制限せざるを得ない特別な事情が生じた場合は寮務運営委員会の審議を経て寮務主事が決定する。